

第 4 章 関係地域

第 4 章 関係地域

4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3 キロメートル以内の地域」を基準として設定した。

4.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 4.2-1 に示すとおりであり、川島町、坂戸市、川越市及び東松山市の一部が含まれる。



凡 例



:計画地



:市町界



:環境に影響を及ぼす地域(計画地敷地境界から3km)



0 1,000 2,000m

1 : 50,000

図4.2-1 環境に影響を及ぼす地域